

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（農林中央金庫法の一部改正に係る部分）
規制の名称	農林中央金庫代理業者等の標識に係る書面掲示規制
規制の区分	拡充
担当部局	農林水産省経営局金融調整課
評価実施時期	令和5年1月～3月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の農林中央金庫法においては、外国銀行代理業務を行う農林中央金庫及び農林中央金庫の業務の代理又は媒介を行う農林中央金庫代理業者に対して、営業所又は事務所における標識の掲示等を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには営業所又は事務所へ赴く必要がある。</p> <p>この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定の場所における書面掲示義務に加え、インターネット上での公表義務を農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者に課すこととする。</p>
直接的な費用の把握	
遵守費用	新たに農林中央金庫等が公表義務の対象となったとしても、標識をインターネット上で公表する費用は2時間×1,268円=2,536円（1者あたり）となり、遵守費用は極めて少額にとどまる。
行政費用	農林水産省が遊漁船業者に規制の内容を周知・広報するに当たっては、省のHPへの掲載等により、十分周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は発生しないものと想定される。

その他の関連事項	本評価の活用は行っていないが、今後、関係団体等に対して、遵守費用など評価の要素を説明し、情報収集や議論を行う予定である。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。
備考	